

京都市特別会計条例の一部を改正する条例(平成23年3月23日京都市条例第69号)

(行財政局財政部財政課)

地方独立行政法人京都市立病院機構の設立に伴い、同法人に係る病院事業債の円滑な管理とその経理の適正を図るため、新たに市立病院機構病院事業債特別会計を設置することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 69 号

・京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(13) 市立病院機構病院事業債特別会計 地方独立行政法人京都市立病院機構に係る病院事業債の円滑な管理とその経理の適正を図るため

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財政課)